

旅ナカクーポン実施要項

1. 事業概要

事業名称『旅ナカクーポン』

目的：新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、本市観光産業の回復・発展を目指すため実施する「観光誘客プロモーション事業」における、秋期プロモーション強化期間の誘客を追加促進させることを目的として本事業を実施する

主宰：（公財）名護市観光協会

事業期間：令和5年9月1日（金）～令和6年2月29日（木）

※上記期間の内、実施期間は令和5年10月2日（月）～令和5年12月10日（日）

2. 旅ナカクーポンについて

- ・利用者は名護市内の観光客誘致プロモーション業務参画施設に宿泊し、旅ナカクーポン購入用カード（以下、「購入用カード」という）を購入用カード配布ブース（以下、「配布ブース」という）で受け取る
- ・購入用カード受領後、利用者は自身のスマートフォン端末を使い、オンラインで旅ナカクーポンを購入する
- ・旅ナカクーポンは50,000枚発行予定
- ・旅ナカクーポンの購入は購入用カードの受領日を含め3日間のみ有効とし、4日目以降は購入用カードを無効化するため購入できない
- ・購入用カードの受け取り可能期間は名護市内宿泊施設へのチェックイン日～チェックアウト日までとする
- ・旅ナカクーポン購入後は、対象施設にて1円単位で利用可能
- ・利用対象期間：令和5年10月2日（月）～令和5年12月10日（日）
ただし、商品券の利用状況により、期間を変更する場合がある
※対象宿泊日は令和5年10月2日（月）～令和5年12月5日（火）

3. 旅ナカクーポンの購入および使用について

- ① 旅ナカクーポンは1枚あたり500円で購入でき、購入後は1,500円分利用可能
- ② 購入者が利用できる1,500円分すべて、対象施設にて利用可能
- ③ 購入用カードは対象となる利用者1人1泊当たり1枚受領可能
- ④ 対象となる利用者は名護市内の宿泊者に限り、購入用カードの受領時は、配布ブースで名護市内に宿泊することがわかる宿泊予約確認書を提示する必要がある
宿泊予約確認書には、
・施設名 ・予約番号 ・宿泊日（チェックイン日および泊数） ・宿泊人数
が明記されていることが必要
- ⑤ 購入用カードは偽造防止加工をされた印刷物とする
- ⑥ 旅ナカクーポンは利用者のスマートフォン等モバイル端末で決済可能。紙媒体での利用はできない。なお、旅ナカクーポンの利用は、インターネット販売は対象外とし、実店舗での支

払いのみに利用可能なものとする

⑦ 旅ナカクーポンの利用期限は令和5年12月10日（日）までとする

4. 旅ナカクーポン取扱店の責務、旅ナカクーポンの取扱について

- ① 旅ナカクーポンは取扱店の商品の販売またはサービスの提供などの取引において利用できる
- ② 旅ナカクーポンと現金の交換はできない
- ③ 旅ナカクーポンの譲渡はできない
- ④ 旅ナカクーポンの返金はできない
- ⑤ 購入用カードの配布から4日目には、第3弾7515キャンペーン事務局（以下、「事務局」という。）にて購入用カードの無効化処理を行い、無効化処理後は該当の購入用カードでは旅ナカクーポンは購入できない
- ⑥ 旅ナカクーポンは1円単位で利用可能。旅ナカクーポンによる支払いで不足する分は現金等で収受する

5. 旅ナカクーポンの利用対象とならない商品等

名護市における観光消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、旅ナカクーポンの利用対象としない。

- ① 出資や金融商品の購入
- ② 国や地方公共団体への支払い
 - ・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
 - ・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
 - ・ 宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）
スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの）
 - ・ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等
- ③ 債務の支払い
 - ・ 振込手数料
 - ・ 電気、ガス、水道、電話料金等
 - ・ NHK放送受信料
 - ・ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
- ④ 換金性の高いものの購入
 - ・ 金券（有価証券、ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
 - ・ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
 - ・ 金融商品（預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等）
- ⑤ 不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
 - ・ 不動産賃料
 - ・ 土地・家屋購入
 - ・ 家賃・地代

・駐車場の月極、定期利用料

※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象

⑥ その他

・事業活動に伴って使用する原材料、機器類または商品等

・授業料、入学検定料、入学金等

※アクティビティのガイド料等は対象

・宿泊代金または宿泊を伴う旅行商品の代金

・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入

・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

・商品券の交換または売買や転売、現金との交換、銀行への預け入れ

・各種サービスのキャンセル料

・電子商取引

・無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの

・風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第二条で定められる「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業に係る支払い

・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

・その他各取扱店舗が指定するもの

・公益財団法人名護市観光協会（以下、「観光協会」という。）が旅ナカクーポン券の利用対象として適当と認めないもの

6. 参画条件／取扱店責務

・旅ナカクーポン登録対象事業者

① 名護市内に登記または事業所を構える宿泊施設（旅館業許可証取得事業者のうち、旅館・ホテル業、簡易宿所営業の事業者）または、住宅宿泊事業法（民泊新法）による登録事業者のうち、商品券利用対象となる商品を取り扱っている事業者

② 名護市内に登記または事業所を構える体験事業者（定義は下記参照）

※観光旅行者利用に供される施設のうち、下記③に該当しない施設をいう

③ 名護市内に登記または事業所を構える観光施設（定義は下記参照）

観光旅行者利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞または運動のための施設であって政令で定めるもの（その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあっては、当該施設及び宿泊施設）をいう

※観光施設財団抵当法より抜粋（第二条）

④ 名護市内に登記または事務所を構える旅客自動車運送事業者

⑤ 名護市内に登記または事務所を構えるレンタカー事業者

⑥ 名護市内に登記または事業所を構える旅行会社（旅行業登録事業者）

⑦ 名護市内に登記または事業を構える土産品店で、販売商品の 70%以上が土産品となる事業者（日用品販売店は除く）

⑧ 名護市内に登記または事業所を構える中小規模および個人飲食店

- ⑨ 飲食を提供する施設においては、飲食業営業許可書を取得している事業者
- ⑩ インターネットに接続でき、旅ナカクーポンの売上確認を自身で事業者用サイトから確認ができる事業者
- ⑪ メールで発信される事務局からの連絡を遅滞なく確認し、必要に応じて対応できること
ただし、以下に該当する事業者及び個人事業主は除く
 - 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
第 2 条第 1 項第 4 号、第 5 号及び同条第 5 項に該当する営業を行うもの
 - 2) 特定の宗教・政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
 - 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号
に規定する申込事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員や構成員として、もしくは
は実質的に経営に関与している団体、その他暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべ
き関係を有している団体等。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団等の反社会勢力が
申込事業者の経営に事実上参加している事業者
 - 4) 同一事業者であっても敷地内外における観光事業以外に関する事業を行うもの
 - 5) その他観光協会が指定する業種及び発注者が不相当と認める店舗
- ⑫ 旅ナカクーポンを利用した取引明細を令和 11 年 3 月 31 日まで保管することができ、名護
市、観光協会の求めに応じて提出できること
- ⑫ 事業者登録完了後の取扱店ステッカー・ポスターは利用者の見やすい場所に掲示すること
- ⑬ 利用者より旅ナカクーポン利用の申し出があった場合、正当な理由なくそれを断らないこと
- ⑭ 旅ナカクーポン利用の精算時は、精算完了の画面を必ず確認すること
（精算が未完了であった場合など、事務局で精算の事実が確認できないものについては、そ
の分の利用代は精算できない）
- ⑮ 旅ナカクーポンを利用して購入した商品またはサービスの返品を受ける際の返金はできな
い。（購入後、24 時間以内は、管理者画面から取引の取消が可能。取引の取消を行うことで
利用者に利用分の金額が加算される）
- ⑯ 購入用カードの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、発行者及び事務局はそ
の責を負わない（購入用カードの再発行はいたしません）
※購入用カードの盗難、紛失、滅失等については、登録事業者に対し損害賠償責任が発生す
る場合がある
- ⑰ 他割引、クーポンとの併用は可能だが、他割引、クーポンの仕様については事業者自身で確
認し収受すること
- ⑱ 本事業における事務局からの実績報告（事業所名、利用件数、利用人数、販売金額等）の協
力を妨げないこと。旅ナカクーポンを利用した取引明細は、事務局の求めに応じて提出でき
るようにすること
※令和 5 年 12 月中に、旅ナカクーポンを利用した取引総額の調査を実施予定
- ⑨ 加盟店舗の本要項の規定に違反する行為を事務局が認めた場合は、事業者登録の取り消しお
よび損害賠償を請求することがある
- ⑩ 旅ナカクーポンのデータ偽造、データ紛失等に対して、発行者および事務局はその責を負わ
ない

※旅ナカクーポンのデータ偽造、データ紛失等については、登録事業者に対し損害賠償責任が発生する可能性がある

7. 精算について

- ① 旅ナカクーポン利用分の精算は事務局が管理画面を確認し事業者指定の口座に振込
- ② 振込は下記日程で実施予定
令和5年11月15日(水)/令和5年12月28日(木) ※予定

8. 事業施設登録

・事業者登録募集期間

令和5年9月1日(金)～令和5年9月15日(金)

※事業開始後も受付を継続し、10月2日以降についても、希望があれば随時対応する

・登録料

無料(ただし、申請書類準備等に係る費用は事業者負担)

・申請方法

所定の様式に必要な事項を記入・入力の上、以下事務局まで、郵送もしくはEメールにて送付する。

事務局連絡先

第3弾 7515 キャンペーン事務局(株式会社JTB 沖縄 交流営業部内)

TEL: 098-860-7704(専用回線を設置予定。手配が完了次第、問い合わせ先が切り替わります)

Mail: 7515-2023@okw.jtb.jp

※平日 9:30～17:30(土・日・祝を除く)